

D X 計画策定実証支援事業 実施委託業務 仕様書

1 事業名

D X 計画策定実証支援事業 実施委託業務

2 事業の目的

愛知県の産業を支える中小企業において、様々なデジタル技術を活用した業務自動化やデータ活用などによるデジタル化・D Xを進め、生産性、付加価値の向上が急務となっているが、企業の置かれている状況、デジタル化の進捗状況はさまざまであることから、企業の状況に応じきめの細かい支援を実施することで、企業のデジタル化の底上げを目的とする。

3 事業内容

- (1) 実施体制の構築
- (2) 事業計画作成支援、計画の検証
- (3) 事業計画に基づくP o C（概念実証）の支援
- (4) 成果報告の実施

4 委託業務

(1) 実施体制の構築

事業の実施に必要な知識及び経験を持ち、過去3年以内の企業の事業計画の策定支援等の実績を有する者を配置した実施体制を構築すること。

(2) 事業計画作成支援、計画の検証

県内の中小企業等に対して以下のとおり支援すること。

ア 支援手法等の協議

県内中小企業等におけるD Xの進捗状況を踏まえて、事業計画作成支援・検証の方針について県と協議すること。

イ 参加企業の募集

(ア) 募集対象

あいち産業D X推進コンソーシアムに加入しており、愛知県内に本社又は営業所を持つ中小企業等であること。

(イ) 募集方法

企業の募集にあたっては、各種Webサイトへの掲載、メルマガ発信など、広く周知すること。

(ウ) 参加企業の選定

愛知県内に本社又は営業所を持つ中小企業等から、4社以上の選定を行うこと。

企業の選定にあたっては、事前に県と協議のうえ、選定方法及び選定基準を作成すること。また、必要に応じて応募企業へヒアリングを行い、内容の把握を行うこと。

(エ) 事業説明会の開催

開催時期：2026年4月～7月頃

開催形式：原則として現地開催及びオンライン配信のハイブリッド開催、ただしワーキンググループ等については、オンライン配信では効果が薄い方法で実施する場合、現地でのみの開催も可能とする。

実施内容：事業内容や参加者が受ける支援内容等を具体的に説明すること。

ウ 事業計画作成

参加企業に対して以下の内容を含む支援を行うこと。

- ・DXの目的と目標の設定
- ・現状の業務プロセスやシステムの分析
- ・必要なリソース（人材、技術、資金）の特定
- ・実行計画とスケジュールの策定

エ 検証

事業計画の作成が完了した企業に対して以下の内容を含む支援を行うこと。

- ・事業計画に基づく初期段階のテストと評価
- ・リスクと課題の特定
- ・必要な調整や改善点の洗い出し

(3) 事業計画に基づくPOC（概念実証）の支援

ア 支援手法等の協議

DXに関する専門知識を有するコンサルタントや専門家により、参加企業が保有する事業計画書を基に、計画の更なる練り上げ、必要な調整・改善点の洗い出し、POC（概念実証）を支援すること。

イ 参加企業の選定

2025年度において、「DX計画策定実証支援事業」に参加した企業、又は自社でDX推進に取り組んでいる企業を対象として、2社以上の選定を行うこと。

企業の選定にあたっては、事前に県と協議のうえ、選定方法及び選定基準を作成すること。

ウ 伴走支援

伴走支援においては、参加企業の課題感や実証のゴールイメージについて継続的なコミュニケーションを行い、その内容を踏まえ実証実験の設計と実施に関する専門知識、データ収集と分析のサポートを行うこと。実証期間は6か月程度を想定し、必要に応じ速やかに現地に訪問ができる体制を構築すること。

(4) 成果報告の実施

本事業で得られた成果を広く県内企業に展開するため、県が実施するデジタル化支援事業の合同成果報告会において、成果報告を行うこと。

なお、合同成果報告会は、県が2026年度実施する「デジタルナビゲート事業実施委託業務」の一環として開催する。

【2026年度成果報告会の想定】

- (ア)開催時期：2027年2月頃
- (イ)会場：名古屋駅周辺が望ましい
- (ウ)開催形式：原則として会場開催及びオンライン配信のハイブリッド開催
- (エ)対象者：あいち産業DX推進コンソーシアム会員を中心とした県内企業

5 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次の通りとする。

(1) 人件費：専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等

- (2) 交通費：事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）
- (3) 印刷製本費：テキスト、チラシ、報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費
- (4) 消耗品費：事業の実施に必要な消耗品費
- (5) 通信運搬費：事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）
- (6) 再委託費：一部の事業を再委託する場合の経費
- (7) 賃借料：事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料
- (8) その他：本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費
- (9) 一般管理費：上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費
- (10) 消費税及び地方消費税：上記経費に係る消費税及び地方消費税

6 成果物

- ・事業実施報告書（A4判） 1部
- ・上記の電子データ（県の指定するデータ形式） 1式
- ・その他県が指示したもの

7 納品場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課及び県が指定する場所

8 その他

- (1) 県と実施した打合せについては議事録を作成し、都度、県へ提出すること。
- (2) 事業実施や事業周知は、県の他事業およびあいち産業DX推進コンソーシアム、各支援機関等の活動と連携・協力すること。
- (3) 委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (4) 当該業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (5) 本業務に係る会計実施検査等が行われる場合は協力すること。
- (6) 受託事業者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。
- (7) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。